

多摩市アーティスト支援プログラム アート@多摩 Q&A

【応募対象者について】

(Q1) 表現活動によって生計を維持し、過去2年以上継続して職業として文化芸術の振興や発信に関する活動実績があるとはどのようなことか。それを証する書類の提出は必要か。

(A1) 表現活動によって生計を維持し、過去2年以上継続して職業として文化芸術の振興や発信に関する活動実績があるとは、出演の際に一定の出演料等が支払われる公演や、入場料が必要な公演会・展覧会、販売実績を伴う展覧会等の活動をしている方を想定しています。活動実績を説明するものとして、チラシやウェブサイト上の告知ページ、作品の販売実態のわかる資料等を申請書に添付して提出してください。

(Q2) 出演・展示予定だったイベントが中止されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた者、とされているが、実際に予定していた発表機会が喪失していないと申請できないのか。

(A2) イベントの自粛や文化施設の休館などにより、活動機会が現に喪失していることから、実際に予定していた発表機会が喪失していなくても、申請の対象となります。

(Q3) ○○教室（講座）が申請を行うことができるか。また、○○教室(講座)などの収入により生計を維持している場合、応募することはできるか。

(A3) 表現活動をしている方を対象とし、表現指導や教室運営等の活動のみの方は対象外となります。そのため、例えば○○教室などでの指導だけで収入を得ているだけでは、応募対象とはなりません。

(Q4) 同一の個人・グループが、2件以上の申請をすることはできるのか。

(A4) できません。一人1件に限り応募することができます。個人として申請した者が、グループの創作活動に参加することはできませんのでご注意ください。

(Q5) 居住地（所在地）又は主な活動拠点多摩市内にあること、とあるが、主な活動拠点多摩市内とというのはどのくらいの頻度を指すのか。

(A5) 申請者の居住地（所在地）が多摩市内であれば、公演の場所は問いません。居住地（所在地）が多摩市外である場合は、自身が関わる公演・展示等の活動の過半が多摩市内で行われている必要があります。応募申請書に活動が分かる資料を添付してください。

【対象作品・動画作品の制作について】

(Q6) 創作活動に係る著作権の対応は、誰が行うのか。

(A6) 創作活動に係る楽曲の使用など著作権などの対応は、申請者自身で行っていただきます。なお、作品の公開は、「YouTube」の利用を予定しています。YouTubeでは、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細は、YouTube 及び JASRAC ウェブサイトをご確認ください。

(Q7) 著作権について、個別の許諾手続きを行わなくてもよい方法があれば教えてほしい。

(A7) 下記の条件をすべて満たしていれば、個別の手続きは不要とされています。詳細は、YouTube 及び JASRAC ウェブサイトをご確認ください。

- ・自ら演奏、制作した音源を使う（CD や有料配信サイトから得た音源を使わない）
- ・動画の内容が特定の企業や商品、サービスを宣伝するものではない。
- ・内国曲のみである（外国曲ではない）

※楽曲が内国曲・外国曲の判別は、楽曲毎に付与されている作品コードによって確認することが可能です。確認したい楽曲を、J-WID（作品データベース）で検索してください。内外区分を見るか、該当する作品コードの左から 2 桁目が数字であれば「内国曲」、アルファベットであれば「外国曲」と判断できます。

（参考）<https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html>

(Q8) 既にオンライン上で創作活動を発表している場合に、その発表と同一の内容で申請することはできるのか。

(A8) まったく同じ内容ではできません。テーマに沿った内容になるようメッセージや解説を加えるなどの工夫をして編集し、新しい作品にしていただければ、申請可能です。動画制作計画書（様式 2）に新たな作品であることがわかるよう、工夫した点、追加内容などをお書きください。

(Q9) 過去に公演したことがある曲を、再度演奏し、応募することはできるか。

(A9) 今回、新たに動画作品を制作する場合は、過去に公演したことがある演奏の再演であっても、テーマに沿った内容になっていればご応募いただけます。

(Q10) 漫画、アニメーション等の作品を申請することができるか。

(A10) できます。ただし、未発表であることや他の著作権を侵害しないこと、またテーマに沿った内容であることが必要です。

(Q11) 朗読、リーディング等の作品を申請することができるか（音声だけの作品が対象になるのか）。

(A11) できます。ただし、音声だけではなく、動画として映像作品を完成させてください。また、未発表であることや、他の著作権を侵害しないこと、テーマに沿った内容であることが必要です。

(Q12) 絵画、彫刻、書道等の作品を申請することができるか。

(Q12) できます。静止画の組み合わせであっても、映像作品にしていただければ可能です。

(Q13) 動画中に自己の活動の PR を入れてもよいか。

(A13) 可能です。クレジットタイトルも表示していただいて差し支えありません。ただし、販売活動を主な目的とするものや、寄付やその勧誘を主な目的とする作品については、対象外となりますのでご注意ください。

(Q14) 映像作品の制限時間はあるのか。

(A14) 3 分以上、15 分以内の作品としてください（5～10 分程度を目安）。

【その他】

(Q15) 映像作品はどのように公表されるのか。

(A15) パルテノン多摩の公式 YouTube チャンネルでの配信を予定しています。また、パルテノン多摩の公式 HP 上などで告知を行い、幅広く鑑賞いただきたいと思います。

(Q16) 提出したものと同様の映像作品を、実施主体も自由に公表・利用することはできるのか。

(A16) パルテノン多摩の公式 YouTube チャンネルでの公開後であれば、できます。
ただし、今回作成いただいた内容そのままでしたら、ロゴを入れたままご利用いただけます。
内容を改変する場合には、ロゴは外して公表・利用をお願いいたします。

(Q17) 申請後、参加決定までにどのくらい期間がかかるのか。

(A17) 募集受付期間終了後（令和2年11月20日）、2週間以内に選定結果通知書が出せるよう進めてまいります。決定を受けましたら速やかに制作に取りかかれるようご準備をお願いします。

(Q18) 練習時間が足りないが、作品の制作期限はあるのか。

(A18) 選定決定日（選定結果通知書に記載された日）から30日以内に制作・提出をお願いします。

(Q19) 振込み口座は、他人の口座や、代表者以外の口座を指定することはできるか。

(A19) 申請者ご本人、申請団体または団体の代表者名義の口座へのお振込に限らせていただきます。